

最近の民法改正について (6)

大きく変わった相続法③【最終回】

吉田 修平

弁護士／吉田修平法律事務所

前号の「遺留分制度に関する見直し」の続きです。

2 遺留分の算定方法の見直し

(1) 旧民法の規定

- ① 相続人以外の者への贈与等は、相続開始前1年前までに行われたものだけが遺留分の対象になります。
- ② しかし、相続人への贈与は全て算入され、何十年前のものでも遡って、全て遺留分の対象となりました。

最高裁の判例により、特別受益に該当する共同相続人への生前贈与については、期間制限なしに遺留分算定の基礎財産に算入され、かつ、特段の事情のない限り遺留分減殺請求の対象となるとされていたからです。

(2) 改正法の内容

- ① 相続人以外の者についての贈与等についての規定は変わりません。
- ② 相続人への贈与は、相続開始前の10年間にされたものに限り遺留分の対象とされます。10年間のものだけなので、10年以上前にもらっていた財産については遺留分の対象になりません（改正法1044条3項）。
- ③ また、金銭債権化されているので、遺留分権利者に対しては、受遺者らは遺留分侵害額に相当するお金を支払えばよいことになったのですが、お金をつくるのもなかなか大変だということで、そのお金をつくるための期限を許与することができるという条項が追加されました（改正法1047条5項）。

【よしだ・しゅうへい】吉田修平法律事務所代表弁護士。定期借家権、終身借家権の立法、担保執行制度の改正などに関わり、中間省略登記の代替手段の考案等、不動産を得意分野とする。また、中央省庁の委員会委員や各種団体の役員など多方面で活躍。著書に『2016年改正 新しいマンション標準管理規約』（有斐閣）、『最近の不動産の話』（金融財政事情研究会）、『相続法改正—新しい相続実務の徹底解説—』（青林書院）など多数。

(3) 実務に与える影響

早くから後継者を決め、事業承継をさせるために自社株式の贈与などを行っていても、従来は、相続人の1人に対する贈与は何十年前のものでも全て遺留分の基礎に算入されてしまいました。

しかし、今後は、たとえば父が後継者と決めた長男に自社株式を贈与しても、少なくとも父が10年間生存すればいい（遺留分の対象とならない）ことになったので、できる限り早い段階で事業承継対策をとる必要が生じてくることになります。

弁護士や税理士等がチームを組んで、早めの事業承継対策（自社株式や不動産の贈与その他）を後継者のためにアドバイスしていくが必要になります。

また、遺留分侵害額請求権は金銭債権化されているので、遺留分権利者にお金を支払う必要があります。そこで、そのお金をつくる（たとえば、不動産を売却したり、担保に入れて銀行等から融資を受ける）作業をお手伝いしていくが必要になります。

(4) 期限の許与

裁判所は、受遺者または受贈者の請求により、負担する金銭債務の全部または一部の支払いについて相当の期限を許与することができます。すなわち、多額の金銭を一度に支払うことは難しいということであれば、それなりの期間で支払えばいいと裁判所が許してくれるということです。

受遺者または受贈者からこのような相談を受けた弁護士は、裁判所にその期限の許与の申立てをすることになります。税理士や宅建士等とチームを組んで、どの財産をどのように処分して、どのぐらいの時間をかけて、どのようにしたら支払いができるということを明確にしなければ、裁判官に対して、「こ